

## 重要事項説明書

居宅介護支援の提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1. 事業所(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 ソーシャルネット明石
所在地	明石市二見町東二見 1045-1 サンパレス東二見 301 号
電話番号	078-939-4328
法人種別	営利法人
代表者名	代表取締役 田代 智恵
設立年月日	平成 29 年 4 月 1 日

### 2. 事業所の概要

事業所名称	居宅介護支援事業所 リンク
所在地	明石市二見町東二見 1916-1 レジデンスオノエ 202 号
電話番号	078-944-5157
事業所番号	2872004466
指定年月日	平成 29 年 4 月 1 日
管理者名	忠 政 美 樹
サービス提供地域	明石市、神戸市、加古郡、加古川市 *地域外でも、ご希望があればご相談ください。

### 3. 職員体制

管理者 1 名 主任介護支援専門員 3 名以上 介護支援専門員 2 名以上

### 4. 営業日時

平日 午前 9:00~午後 6 時

休業日 土・日・国民の祝日・年末年始(12 月 29 日~1 月 3 日)

\* 営業時間以外は、下記の連絡先で 24 時間対応します。

電話番号 078-944-5157

また業務時間等に変更になる場合があります。詳しくは担当者にご確認ください。

### 5. 経営理念と運営方針

経営理念

- ・地域及び社会福祉の増進を図るための事業の一環として、ご利用者様の生活の質の向上と利便を図ることを基本理念とします。

## 運営方針

- ・介護保険法令の遵守
- ・ご利用様が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう介護サービス計画の作成を行う
- ・公正中立な介護支援の提供
- ・秘密保持及び個人情報の保護

## 6. 提供するサービスの内容

### ① 居宅サービス計画の作成

- ・利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。
- ・自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ・提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・居宅サービス計画の原案に基づく指定サービス等について保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担分)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やそのご家族に説明し、その意見を伺います。
- ・居宅サービス計画の原案は、利用者やそのご家族と協議した上で、必要時は変更を行い利用者から文書による同意を得ます。

### ② 居宅サービスの事業者等との連絡調整・便宜の提供

- ・居宅サービスの目的に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。

### ③ サービス実施の把握・居宅サービス計画等の評価

- ・利用者及びそのご家族と毎月連絡を取り、サービス実施状況の把握に努めます。
- ・利用者の状況について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により、又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更を行います。

### ④ 給付管理

- ・居宅サービスの作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。

### ⑤ 相談説明

- ・介護保険や介護に関することは、幅広く相談に応じます。

### ⑥ 医療機関・主治医への連絡

- ・ケアプラン作成時（または変更時）やサービスの利用時に必要な場合には、利用者の同意を得た上で関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。
- ⑦ 財産管理・権利擁護への対応
  - ・利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産管理や権利擁護についての問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて成年後見制度等「関係機関」「専門機関」への連絡を行います。
- ⑧ 居宅サービス計画の変更
  - ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意の上居宅サービス計画の変更を行います。
- ⑨ 要介護認定等にかかる申請の援助
  - ・利用者の意思を踏まえ、要介護認定の申請に必要な協力を行います。
  - ・利用者の要介護認定有効期間満了の 60 日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。
- ⑩ サービス提供記録の閲覧及び交付
  - ・利用者はサービス提供の実施記録を閲覧し、複写物を受けとることができます。利用者は契約期間終了の際には、事業者に請求して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。
- ⑪ 介護支援専門員の交代
  - (1) 利用者からの交代の申し出
    - ・選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事務所に対して交代を申し出ることができます。但し、利用者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。
  - (2) 事業者からの介護支援専門員の交代
    - ・事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービスの不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ⑫ 訪問回数を目安
  - ・介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、状況の把握・相談等を行います。
  - ・概ね 1 ヶ月あたり 1 回以上
    - \* 訪問回数は利用者の状況や要介護状態により変動する場合があります。

## 7. 利用料金

利用料金については、別紙のとおりです。

\* 別紙料金につきましては地域加算をかけた全額を国民健康保険団体連合会に請求いたしますので、当指定居宅介護支援事業所リンクが行う居宅介護支援について、利用者の負担はありません。

但し、介護保険適用に場合においても、保険料の滞納がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて上記の料金を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行します。（サービス提供証明書を利用者の居住している市役所、区役所の相談窓口に出しますと、後日払い戻しとなる場合があります。また滞納期間によっては、全額が利用者の負担になる場合があります。）

#### ・その他の費用

##### (1) 交通費について

サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合やお客様の自宅が当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、下記の通り交通費の実費を頂きます

- ・実施地域を越えた地点から、片道10km以上の場合は1km増すごとに100円を徴収。
- ・公共交通機関及びタクシーを利用した場合は、その実費を徴収。

##### (2) 本契約の解約料について

利用者は、この契約の解約を希望する14日前までに解約を申し入れることにより、この契約を解約できますが、利用者の都合による契約の場合は下記の解約料が必要となります。

- ・契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合

1ヶ月あたりの利用料 介護報酬単価 × 地域加算

- ・居宅サービス計画作成届出が終了した後の解約料金はいただきません。

##### (3) 要介護認定の申請代行にかかる費用、介護支援経過記録交付時の複写料

- ・無料です。

#### 8. 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要介護認定の有効期間満了日で一旦終了することになります。但し有効期間満了14日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要介護認定の有効期間まで自動更新されます。

#### 9. 契約途中での解約について

この契約は契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する14日前までに申し出ただければ解約することができます。この場合解約料の支払いは必要ありません。但し、利用者の都合により解約される場合は解約料を頂くことになります。

\*緊急の入院など、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

\*解約の場合には引き継ぎなど、利用者が保険サービスを滞りなく利用していただく手続きが必要になりますので、できるだけ早めにご相談ください。

#### 10. 秘密の保持

当居宅介護支援事業所 リンクは、利用者サービス提供をするうえで知り得た情報を契約期間中はもとより契約終了後においても、決して第三者に漏らすことは

ありません。

また利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物等に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

但し、当居宅介護支援事業所がサービス提供する際に利用者やご家族に関して知り得た情報については、サービス担当者会議等でサービスの利用調整を行う際に必要となります。そのため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、居宅介護支援（ケアマネジメント）契約書の同意欄にその旨のご記入と署名・捺印をしていただくこととなります。

#### 11. 主治医及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治医(入院中の医療機関の医師を含む)または関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じて連絡を取らせていただきます。そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

#### 12. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し研修を実施する等の研修を実施する等の措置を講じます。

虐待防止相談窓口 管理者 忠 政 美 樹

#### 13. 身体拘束等の適正化の推進

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

身体拘束等の相談窓口 管理者 忠 政 美 樹

#### 14. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントの行為を禁止します。

ハラスメント相談窓口 管理者 忠 政 美 樹

#### 15. 質の高いケアマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者説明を行います。

- ① 指定居宅介護支援の開始にあたりまして、利用者は当事業所に対し複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができること、及び利用者は当事業所に対し、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由をいつでも求めることができます。

## 16. サービス利用期間中における事故発生時の対応

### (1) 緊急時における確認事項

事故発生の日時及び場所、事故の内容、事故発生時の状況

事故発生時に現場に立ち会っていた人（氏名、年齢、性別、続柄等）

### (2) 市町村、家族への連絡方法

事故発生時、事故情報を受け付けた事業所は（1）の事項を確認し、これらを直ちに管理者に連絡をする。連絡を受けた管理者は、直ちに事故の内容を市町村区役所の関係窓口へ第一報として連絡を行うと同時に、同様の内容をご家族に連絡する。

## 17. 損害賠償について

当居宅介護支援事業所 リンクは居宅介護支援の提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償いたします。

損害補償会社 東京海上日動火災保険株式会社

## 18. 個人情報の取り扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

### (1) 使用目的

事業所が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

### (2) 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は（1）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ②事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

### (3) 個人情報の内容（例示）

- ①氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ②認定調査票（各調査項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- ③その他の情報

(4) 使用する期間

契約締結日から契約終了日までとします。

19. サービスの苦情相談窓口

当居宅介護支援事業所 リンクは提供したサービスに苦情がある場合、または作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービス等に関する苦情や相談があった場合は、速やかに対応いたします。

下記内容についてご相談や苦情などがございましたら、当事業所の相談窓口までご遠慮なくお申し出ください。

- ① 当事業所が提供するサービスについて
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

◎介護保険制度・居宅介護支援事業・サービス提供に関する相談窓口一覧

苦情相談責任者	株式会社 ソーシャルネット明石
	代表取締役 田代 智恵
	連絡先 Tel 078-939-4328
	Fax 078-939-4339
苦情相談担当者	居宅介護支援事業所 リンク
	管理者 忠政 美樹
	連絡先 Tel 078-944-5157
	Fax 078-944-5158

○介護保険の苦情や相談窓口に関しては、他に下記の相談窓口があります。

☆兵庫県にお住まいの方

「介護保険サービスの苦情相談について」

兵庫県 国民健康保険団体連合会

連絡先 Tel 078-332-5617

受付時間（平日） 9時～12時15分

13時～17時15分

☆明石市にお住まいの方

「介護保険全般に関する問い合わせ」

明石市 高齢者総合支援室

連絡先 Tel 078-918-5091

受付時間（平日） 8時55分～17時40分

☆神戸市にお住まいの方

「介護保険全般に関する問い合わせ」

神戸市介護保険テレフォンセンター

連絡先 Tel 078-221-4165

☆その他の市区町村の方

\*お住まいの地域の市区町村市役所の介護保険窓口で相談できます。

私は、本書面に基づいて、貴施設の職員（職名 \_\_\_\_\_ 印）から、  
上記重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

私は下記の理由により、利用者本人の意思を確認したうえで上記署名を代行しました。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

利用者の家族等

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

続柄 \_\_\_\_\_



居宅介護支援料金表

(1) 利用料金及び居宅介護支援費

1単位 10,42円です

種類	内容	要介護度	単位数
居宅介護支援費 (I)	居宅介護支援費(i) 担当件数が1~44件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
	居宅介護支援費(ii) 担当件数が45~59件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
	居宅介護支援費(iii) 担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位
居宅介護支援費 (II)	居宅介護支援費(i) 担当件数が1~49件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
	居宅介護支援費(ii) 担当件数が50~59件	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
	居宅介護支援費(iii) 担当件数が60件以上	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

※居宅介護支援(II)については、情報通信機器(AI)の活用、事務職員の配置を行っている場合に算定

(2) 利用料金及び居宅介護支援費 [減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援費が提供できていない場合運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50%に減算

(3) 特定事業所加算

算定要件	○			
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算A
	519単位	421単位	323単位	114単位
①専ら指定居宅介護支援提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②専ら指定居宅介護支援提供にあたる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上
③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑤算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3~要介護5である者が4割以上であること	○	×	×	×
⑥介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑦地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑨特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○

⑩指定居宅介護支援の提供を受ける利用者が介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援(Ⅱ)を算定している場合は50名未満)であること	○	○	○	○
⑪介護支援専門員実務研修における科目等に協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含)が包括的に提供されるように計画を作成していること	○	○	○	○

(4) 加算について

	内 容	単位数
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月迄の間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している・特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定していること	125単位
通院時情報連携加算	利用者の診療時に介護支援専門員が同席し、医師(歯科医師含む)に対して情報提供し、必要な情報を受けた上で居宅サービス計画に記録した場合	50単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は、診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は、診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ)退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること	450単位
ロ)退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けていること	600単位
ハ)退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により2回受けていること	600単位
ニ)退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること	750単位
ホ)退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を3回受けており、うち1回はカンファレンスによること	900単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状態を記録し、主治医及び居宅計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者宅を訪問しカンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位
中山間地域等に居住する者へのサービス体制加算	運営規定によって定められている[通常の事業の実施地域]を越えて[中山間地域等]に居住する利用者に対してサービスを提供する際に算定	5%

## テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

(1) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下の通りです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者の同意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことからサービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

### (2) 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人権が尊重されるよう虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ①虐待防止委員会の開催
- ②高齢者虐待防止のための指針の整備
- ③虐待防止研修の実施
- ④専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者：忠政 美樹

### (3) 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

### (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- ①感染対策委員会の開催
- ②感染症及びまん延防止のための指針の整備
- ③感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
- ④専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者：忠政 美樹

### (5) 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

身体拘束等の窓口：忠政 美樹